

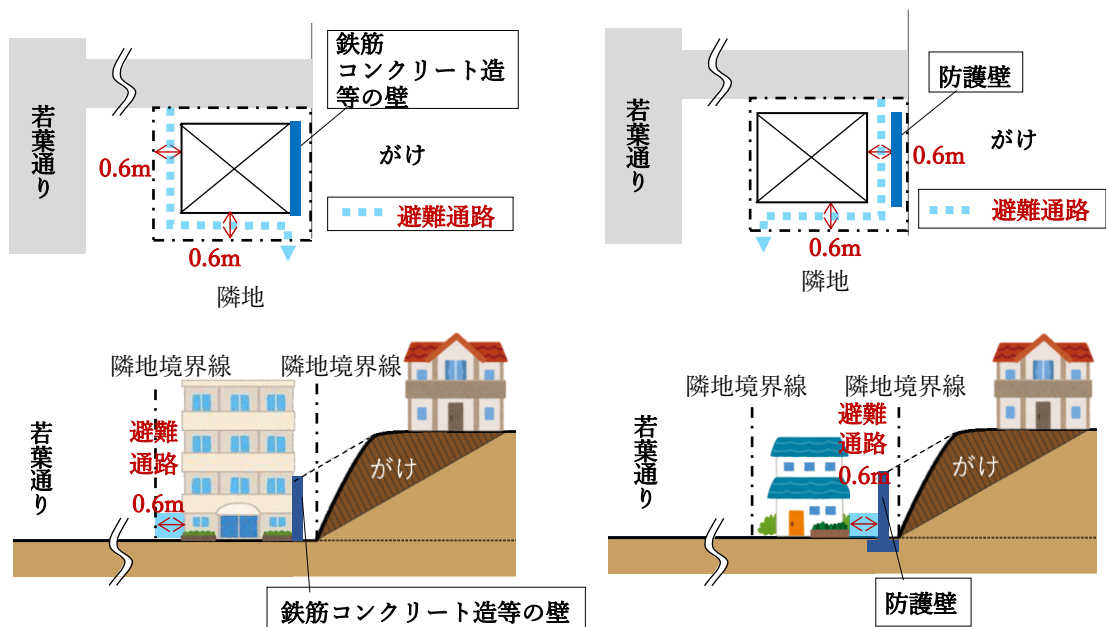
「若葉地区地区計画」における壁面後退の適用除外基準
(崖地沿い)

東京都市計画地区計画若葉地区地区計画（令和7年新宿区告示第129号）地区整備計画の部建築物等に関する事項の款壁面の位置の制限の項（以下「壁面の位置の制限の項」という。）第2項ただし書に規定する敷地内に区長が認める避難経路を確保する場合の基準を以下のとおり定める。

壁面の位置の制限の項第2項ただし書に規定する避難経路は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)避難通路の幅員は60cm以上、高さ2.5m以上とすること。
- (2)避難通路は崖の崩落時にも隣地に有効に避難可能である等、災害時における地区内の避難ネットワークに配慮した位置に設けること。
- (3)避難通路となる土地及びその土地に存する建築物の所有権を有する者は、当該避難通路の整備及び維持管理を適切に行う旨を記載した誓約書を区に提出すること。
- (4)事業者は、若葉地区まちづくり協力基準に基づくまちづくり協議の中で、当該避難通路の整備及び維持管理の方法について、若葉地区まちづくり推進協議会役員会と協議を行うこと。

【避難ネットワークに配慮した位置の例】



附 則

この基準は、令和7年3月6日から施行する。